

赤い羽根共同募金にご協力を!!

メインテーマ 「じぶんの町を良くするしくみ」

運動期間 10月1日～12月31日

今年も10月1日より「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、赤い羽根共同募金が全国一斉に展開されております。

この募金活動は、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障がいのある人や子どもたちが、安心して生活できるように役立てられています。

本町でも障がい児(者)クリスマス会や本紙発行等で活用されております。

今年も、皆様のあたたかいご協力よろしくお願いいたします。

10月には、各行政区にお願いして戸別募金を実施しました。

11月には、板倉高校生による街頭募金、また町内法人事業所に「法人募金」のお願いにも伺いますので、趣旨をご理解の上ご協力お願い致します。



◆ 歳末たすけあい運動がはじまります! ◆

スローガン 「みんなで支えあうあったかい地域づくり」

運動期間 12月1日～12月31日

みんなのちからで
あったかい年末を

今年も共同募金の一環として「歳末助け合い運動」が実施されます。この運動は、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、義援金・日用品等を配分し「みんなで支えあうあったかい地域づくり」を目的としています。

板倉町民の皆様方にも目標額1世帯400円以上の募金のご協力よろしく申し上げます。

◆ 配分対象者「次の①と②の条件を満たしている世帯」
①11月1日現在で板倉町内に6カ月以上居住して、世帯全員が町民税非課税世帯であること
②次の世帯条件のいずれかに該当する世帯

- ▼ 満65歳以上の一人暮らし世帯
- ▼ 満65歳以上の高齢者のみの世帯

世帯
▼ 要介護度3以上の認定を受けている方がいる世帯

▼ 中学3年生以下の児童を養育している母子・父子世帯

▼ 左記の障がい手帳をお持ちの方のいる世帯
・ 身体障がい者手帳1・2級
・ 療育手帳A

▼ 精神保健福祉手帳1・2級
▼ 特別な事情により生活困窮世帯

◆ 申請方法
◎ 右記の条件を満たしており、配分を希望する方は「配分金受給申請書」を板倉町役場福祉課、板倉町社会福祉協議会または地区民生委員へ提出して下さい。

申請書は、各提出場所または地区民生委員のところにあります。

◆ 受付期間
11月1日(木)～11月21日(水)
午前9時～午後5時
(土日・祝日は除く)

◆ 問合せ先
板倉町役場(福祉課)
☎ 82-11111
(内線311)

板倉町社会福祉協議会(総務高齢福祉係)
☎ 82-33900